

資料番号	2
------	---

令和4年1月19日  
 課名 商工労働局商工労働総務課  
 担当者 課長 長谷川  
 内線 3310

## 頑張る中小事業者月次支援金について

### 1 趣 旨

新型コロナ対策として、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小事業者に対して実施してきた、国の月次支援金の制度を補完する県独自の支援制度である「頑張る中小事業者月次支援金」について、国の月次支援金の制度が終了したことから、県独自の制度として改めて実施する。

引き続き、幅広い事業者に活用いただけるよう、制度の周知に取り組むとともに、支援金が速やかに支給されるよう努める。

### 2 事業概要

対象期間	令和4年1月											
対象事業者	県内に本社・本店のある中小事業者（個人事業主含む） ※広島県感染症拡大防止協力支援金対象者を除く											
支給要件	ア 県の要請に基づき、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け、対象月の月間売上が、2019年から2021年のいずれかの同月比で30%以上減少していること イ 中小企業基本法で定義する県内の中小企業（個人事業主含む）であること等											
支給額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>売上減少率</th> <th>中小法人</th> <th>個人事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上</td> <td>上限 20 万円/月</td> <td>上限 10 万円/月</td> </tr> <tr> <td>30%以上～50%未満</td> <td>上限 8 万円/月</td> <td>上限 4 万円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;算出方法&gt;          2019年から2021年のいずれかの対象月の売上 - 2022年の対象月の売上</p>			売上減少率	中小法人	個人事業者	50%以上	上限 20 万円/月	上限 10 万円/月	30%以上～50%未満	上限 8 万円/月	上限 4 万円/月
売上減少率	中小法人	個人事業者										
50%以上	上限 20 万円/月	上限 10 万円/月										
30%以上～50%未満	上限 8 万円/月	上限 4 万円/月										

### 3 専決処分額（国庫）

本事業のこれまでの予算計上額では不足が生じることから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度一般会計予算の補正を専決処分した。（専決処分日：令和4年1月7日）

（単位：千円）

区分	現計予算(※1) (A)	専決処分額(※2) (B)	合計 (A+B)
金額	7,483,600	2,300,000	9,783,600

※1 令和2年度からの繰越予算（1,300,000千円）を含む。

※2 まん延防止等重点措置の延長や県独自の集中対策を継続して実施することを想定し、2か月分の予算を計上

#### 4 申請状況（1月11日現在）

区 分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	1月分	計
申請期間	6/21～9/10 ※受付終了	7/1～9/20 ※受付終了	8/1～9/30 ※受付終了	9/1～10/31 ※受付終了	10/1～11/30 ※受付終了	11/1～1/7 ※受付終了	2/1～3/31 ※申請受付前	—
申請件数	8,185件	8,572件	8,732件	9,650件	10,358件	8,721件	—	54,218件
審査完了件数	8,041件	8,387件	8,540件	8,064件	7,377件	4,066件	—	44,475件
支払件数	7,973件	8,308件	8,461件	7,379件	6,905件	3,553件	—	42,579件
支払金額	1,066百万円	1,106百万円	1,107百万円	972百万円	924百万円	455百万円	—	5,629百万円

#### （参考）制度の概要

対象事業者	県内に本社・本店のある中小事業者（個人事業主含む） ※広島県感染症拡大防止協力支援金、広島県大規模施設等協力金の給付対象者は対象外
支 給 額	<p>（5～10月分）</p> <p>2019年又は2020年のいずれかの対象月の売上から2021年の対象月の売上を差引</p> <p>中小法人：上限20万円/月，個人事業者：上限10万円/月</p> <p>なお，酒類販売事業者については，</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減少幅が70%以上の場合 中小法人：上限40万円/月，個人事業者：上限20万円/月</li> <li>・減少幅が90%以上の場合※ 中小法人：上限60万円/月，個人事業者：上限30万円/月</li> </ul> <p>・7月と8月，8月と9月，10月と11月の2か月連続して，15%以上30%未満の場合※ 中小法人：上限20万円/月，個人事業者：上限10万円/月</p> <p>（1月分）</p> <p>2019年から2021年のいずれかの対象月の売上から2022年の対象月の売上を差引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象月の売上高が50%以上減少した事業者 中小法人：上限20万円/月，個人事業者：上限10万円/月</li> <li>・対象月の売上高が30%以上～50%未満減少した事業者 中小法人：上限8万円/月，個人事業者：上限4万円/月</li> </ul>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け，対象月の月間売上が，2019年から2021年のいずれかの同月比で30%以上減少していること。</li> <li>・中小企業基本法で定義する県内の中小企業（個人事業主含む）であること等</li> </ul>
対象期間	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施区域に本県が指定された期間及び県の集中対策実施期間（5～10月，1月）※8月～10月のみが支給対象